契約後ＶＥ方式試行に係る特記仕様書
（工事名：北上川上流流域下水道　北上浄化センター　ブロワー棟他築造（建築）工事）

１　対象工事

本工事は、契約後ＶＥ方式試行の対象工事である。

２　定　　義

契約後ＶＥ方式とは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）追加条項第 19 条の２に基づき、契約締結後に、発注者が設計図書に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、請負者からコスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案（以下「ＶＥ提案」という。）を受け付け、発注者の審査で承認された場合、そのＶＥ提案を基に施工することができる方式をいう。

３　ＶＥ提案の範囲

(１)請負者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

(２)次に掲げる提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②　契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案

③　提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

④　入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

⑤　総合評価落札方式等の入札時に行った技術提案

４　ＶＥ提案等の提出

(１)請負者がＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる提案書類を発注者に提出しなければならない。

①　契約後ＶＥ提案書　　（様式－１）

②　ＶＥ提案項目内容の詳細　　（様式－２－１～２）

③　ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠　　（様式－３）

④　その他、必要と思われる資料

(２)発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。

(３)請負者が行うＶＥ提案書類の提出は、当該提案に係る部分の工事に着手する３５日前までとする。

(４)ＶＥ提案等の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

５　ＶＥ提案の審査

(１)ＶＥ提案の審査に当たって発注者は、必要に応じて請負者から提案内容についてのヒヤリングを実施して、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価し、ＶＥ提案の採否を決定する。

(２) 発注者はＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案採否通知書(様式－４)により、原則として、ＶＥ提案書の受領後１４日以内に請負者に通知する。

６　設計変更等

(１)ＶＥ提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書を変更し、請負代金額を変更する。

(２)ＶＥ提案に基づく請負代金額の変更を行う場合において発注者は、ＶＥ管理費として、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額を計上する。

(３)ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。なお、この場合、発注者は　請負者に対してＶＥ提案に対する変更提案を求めることができ、請負者はこれに応じるものとする。

７　ＶＥ提案内容の取扱い

ＶＥ提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

８　責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負者の責任が軽減されるものではない。

様式－１

提出日：平成　　年　　月　　日

契　約　後　Ｖ　Ｅ　提　案　書

契約担当者　北上川上流流域下水道事務所長　様

請負者
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

工事請負契約書追加条項第 19 条の２に基づき、ＶＥ提案書を提出します。

工　事　名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	

番　号	項　　目　　内　　容	概算低減額(千円) （直接工事費）
概　算　低　減　額　合　計		

注１）各項目内容の詳細は、別紙様式－２、３による。
注２）記入欄が不足する場合には、適宜、別紙に追記のこと。（以下の様式も同様）

様式－２－１

番号		項目内容	

（１）設計書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比	
【標準案】・・・略図等	【ＶＥ提案】・・・略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

様式－２－２

番号		項目内容	

（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（６）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

（７）その他

様式－３

番　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【標準案】（直接工事費）						【ＶＥ提案】（直接工事費）					
名　称	規格等	単位	数量	単　価(円)	金　　額(円)	名　称	規格等	単位	数量	単　価(円)	金　　額(円)

様式－４

北流　第　　号
平成　年　月　日

ＶＥ提案採否通知書

商号又は名称
代表者氏名　　様

契約担当者　北上川上流流域下水道事務所長　　印

平成　年　月　日付けで提出されたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工　事　名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採 用 項 目 数： 不採用項目数:

ＶＥ提案に対する「採否」及び不採用の理由

番　号	項　目　内　容	採否区分	不 採 用 の 理 由	備　　考

平成　２０～２１　年度

北上川上流流域下水道
北上浄化ｾﾝﾀｰ　ﾌﾞﾛﾜｰ棟他築造（建築）工事

特　記　仕　様　書

北上市相去町字岩の目地内

北上川上流流域下水道事務所

第１条　適用範囲

１　本特記仕様書は、北上川上流流域下水道　北上浄化センター　ブロワー棟他築造（建築）工事に適用するものとし、本特記仕様書に記載のない事項については「岩手県県営建設工事仕様書」（以下１号仕様書という。）及び「土木工事共通仕様書（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）〔平成 20 年 4 月 1 日以降、岩手県県土整備部〕」（以下 2 号仕様書という。）によるものとする。

２　本特記仕様書、1 号仕様書、２号仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第２条　工事日数又は工期

／	この工事は、２年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
	~~この工事は、「フレックス工期制度」を適用する。~~
／	この工事の工期は、稲刈後の工事着手を想定して設定されている

２　工事日数又は工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

※参考　連休等

ゴールデンウィーク	4月２９日	から	5月　5日	７日間
お盆休暇	8月１３日	から	8月１６日	４日間
お正月休暇	１２月２９日	から	1月　3日	６日間

第３条　安全・訓練等の実施

１　本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
② 本工事内容等の周知徹底
③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
④ 本工事における災害対策訓練
⑤ 本工事現場で予想される事故対策
⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

２　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

３　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況について、別紙の様式を作成し、記録して報告するものとする。

第４条　低入札工事における品質管理の強化

低入札価格制度による調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とするとともに、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するものとする。

第５条　下請調書及び建設資材調書

１　下請調書及び建設資材調書は、監督職員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

２　下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データ（ＦＤ等）の両方を監督職員に提出するものとする。

３　電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

第６条　公共工事労務費調査に対する協力

１　本工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は、調査票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

２　調査票等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３　公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票の提出が行えるよう、乙は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４　乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様に義務を負う旨を定めなければならない。

第７条　希少野生動植物の確認

請負者は、施工現場以外に現場事務所、資材置き場及び残土捨て場等を設ける場合は、希少動植物の生息について、監督員の確認と承諾を受けること。

第８条　グリーン購入法特定調達品購入実績調査表の提出

請負者は、工事完成時に「グリーン購入法特定調達品購入実績調査表」を提出すること。

第９条　新技術等の活用の推進について

１　施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。

２　新技術等の活用が、設計図書の記載事項の変更に係る場合は、監督職員と協議するものとする。

３　新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。
なお、調査結果については、工事名・請負者名とともに公表する場合がある。

第10条　建設副産物

工事により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の場所に搬入することとする。

指定副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備　　考
アスファルト殻	スパット北上	北上市稲瀬字上台649	中間処理
コンクリート殻	同上	同上	同上

・　上表で指定されている以外の施設で処理する場合は、監督職員の　承諾を　得ること。
・　その他、建設副産物の処理については、２号共通仕様書　１－１－１８建設副産物による。

第11条　工事現場のイメージアップ

当該工事は、工事に伴い実施する仮設備、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション等の具体的なイメージアップを　実施しない　工事である。

第12条　その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特　記　事　項	特　記　事　項　の　内　容
関係者協議	供用中の下水道処理場内での工事であるため、施工方法に留意し運転監理業務への影響を最小限にするよう努める必要がある。
基礎地盤面の確認	床堀掘削完了後に、平板載荷試験（２箇所以上）を行い地盤支持力の確認を行うこと。

第13条　疑　　義

本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。

○　共通仕様書補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち主なものを下表にあげる。
また、下表で提出区分の欄に印しの有るものは本工事に伴い、提出しなければならない書類である。
なお、書類の様式は共通仕様書による。

※部数・備考は記入例

提出区分	名　　称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
○	請負代金内訳書	別途指示	1部	共仕 1－1－4	請負代金額が1億円以上で6ヶ月を超える工事の場合
○	工程表	契約締結後 7 日以内	1部	共仕 1－1－5	契約書第 3 条
○	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	共仕 1－1－6	1 部は返却
○	CORINS 工事カルテ受領書	工事カルテ受領書の写しが届いたら速やかに	1 部	共仕 1－1－7	
○	施工体制台帳	3000 万円以上の下請契約締結後速やかに	1部	共仕 1－1－13	
○	施工体系図	上記と同じ	1部	共仕 1－1－13	
○	再生資源利用促進計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	建設副産物適正処理推進要綱
○	再生資源利用計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	建設副産物適正処理推進要綱
○	建設発生土搬出伝票	搬出作業終了後速やかに	1 部	共仕 1－1－21	
○	マニフェストの写し	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	A，（B），D，E票の写し
○	段階確認書(確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－22	
○	出来形数量	別途指示	1 部	共仕 1－1－23	
○	品質証明書類	検査時及び必要の都度	1 部	共仕 1－1－24	
○	工事写真	検査時及び必要の都度	1 部	共仕 1－1－29	着工前、完成時のみ 2 部「土木工事施工管理基準」
○	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1 部	共仕 1－1－29	「土木工事施工管理基準」
○	建設材料の品質記録	検査時及び必要の都度	1 部	共仕 1－1－29	「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」
○	履行報告書	毎月1回監督職員の指定日	部	共仕 1－1－30	契約書第 11 条
○	安全訓練等の実施状況	検査時	1 部	共仕 1－1－32	
○	火薬使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕 1－1－33	
○	事故報告書	事故発生時	1部	共仕 1－1－35	
○	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕 1－1－38	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
○	工事使用材料品質証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第 2 章材料第 2 節	

別　紙

安　全・訓　練　状　況　報　告　書					
月　日	時　間	場所名	参加人数	安全訓練の項目の○印	摘　　要
				1・2・3・4・5・6	実施内容及び状況写真は、別紙による。
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	

※安全訓練の項目

1．安全活動のビデオ等による安全教育
2．本工事内容等の周知徹底
3．土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4．本工事における災害対策訓練
5．本工事現場で予想される事故対策
6．その他、安全・訓練等として必要な事項

安全パトロール点検表

点検月日　平成　　年　　月　　日

工 事 名　　業 者 名

	現場代人	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ員
定期点検と記録 ○車両系建設機械の定期点検と記録 ○クレーン、リフト等の定期点検と記録 ○その他機械設備の定期点検と記録	／	
現場事務所、保護員、救急用品等の備付 ○現場事務所内の整理整頓、清掃状況 ○事務所内、消火器またはバケツの備付 ○火元責任者の専任と表示 ○救急薬品の備付 ○安全帽、安全帯の備付 ○必要な測定器具の備付	／	
免許、資格関係 ○各作業主任者 ○特別教育 ○技能講習 ○免許	／	
服装、保護具の着用状況 ○安全帽 ○安全帯 ○衣服および服装 ○履物 ○腕章等の着用状況 ○その他保護具	／	
作業行動 ○適正配置であるか ○合図、連絡の適否 ○作業中のくわえタバコ ○不安全行動	／	
墜落、飛来、落下防止 ○開口部、ピット等の養生 ○作業床、足場の適正な設置 ○ライフネットの使用と張り方 ○防網、シート、朝顔の適正な設置 ○危険場所立入り禁止措置の適否 ○見張り員の配置等	／	
足場、作業床、桟橋、踊場等 ○建地、布、腕木の状態 ○壁つなぎ ○桟橋、作用床、足場板の状態 ○手摺（端部養生を含む） ○最大積載荷重の表示 ○作業主任者名と任務の表示及び直接指揮 ○根がらみ ○地盤の状態と対策 ○昇桟橋の適切な設置	／	
型枠支保工 ○型枠支保材の状態 ○パイプサポートの固定及びピン ○水平つなぎ ○作業主任者名と任務の表示及び直接指揮	／	
電気設備、アーク溶接機 ○漏電遮断機の有無 ○架線、配線、接続、養生の状態 ○アース、ヒューズの状態 ○充電部分の状態、ｶﾊﾞｰｽｲｯﾁ、防護管 ○接続先の標示 ○照明の状態、電球のガード ○電気取扱者の専任、表示 ○電撃防止装置 ○ホルダー、コネクター等の状態 ○アーク溶接の特別教育	／	

	現場代人	ﾊﾟﾄﾛｰﾙ員
クレーン、リフト ○据付及び整備状況、始業点検 ○過巻防止装置 ○最大吊上げ荷重等の表示 ○運転者の資格と選任 ○玉掛者の資格と選任 ○巻上げワイヤーの状態 ○玉掛ワイヤーの状態	／	
地山掘削 ○掘削方法の適否 ○法面の状態と落盤、落石の防護措置 ○雨水、湧水、ガス等の発生に対する対策 ○土止め支保工の状態、安全度 ○作業主任者名と任務の表示	／	
ガス及び危険物 ○管理及び保存状態 ○ガス取扱い主任者名と任務の表示 ○危険物取扱い者の選任と任務の表示 ○危険物、可燃物、油脂類の集積場所及び周囲の状況	／	
車両系建設機械 ○始業点検、定期点検、整備状況 ○運転者の資格と選任 ○見張り員、合図者の選任	／	
その他の機械、工具 ○ベルトコンベアー等回転部分の覆い ○丸ノコ等の反発、接触予防措置 ○その他工具の状態	／	
機械設備 ○据付及び整備状況 ○アースの取付 ○運転者の選任と表示	／	
整理整頓、安全通路 ○倉庫内、構内の整理状況 ○足場上の整理整頓 ○安全通路の確保	／	
交通災害の防止 ○車両点検（始業前、定期）の実施 ○誘導員、見張員の状態（服装、備品、識別） ○積荷の状態、積載荷重	／	
総合評点 総合評点＝ 当該現場評点（　　）／当該現場満点（　　）		
記　事		
点検年月日　平成　　年　　月　　日	点検者氏名	

記入方法　　⊘良　●不良　⊖該当なし

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（○）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。 **（　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。**

※いずれかに「○」を記入すること

3　電子納品対象書類

〔建築関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
工事写真			○	

フォルダー		書類名	作成者		備考
			発注者	受注者	
PLAN	施工計画書	総合施工計画書		△	
		工種別施工計画書		△	
SCHEDULE	工程表	マスター工程表		△	
		月間工程表		△	
MEET	打合せ簿	工事打合せ記録		△	
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書		△	
		試験成績書		△	
		品質証明書		△	
		調合表		△	
		規格証明書		△	
PROCESS	施工関係資料	試験計画書		△	
		試験成績書		△	
		出来高管理図		△	
INSPECT	検査関係資料	完成検査記録		△	
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書		○	
		処理報告書		△	

DRAWINGF	完成図	完成図		○	
MAINT	保全に関する資料	保全に関する説明書		△	
		官公署届出書類		○	
		備品リスト		△	
OTHERS	施工図	施工図		△	
	完成写真	完成写真		○	
	その他の資料			△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿 出来形管理 品質管理　　等		△	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
K.BOOK/ B.SPC、B.CHECK、 B.INST、B.DEVICE B.EXAM　　、 B.MANUAL	完成図書 実施仕様書、計算書 施工図面、機器図 施工管理記録書、取扱説明書		△	
K.DRAW/ D.LDR、D.SPC D.CHECK　　、 D.DRAWF D.DEVICE、D.EXAM D.MANUAL	施工図 台帳、実施仕様書 計算書、施工図面 機器図、施工管理記録書 取扱説明書		△	
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔電気通信設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理品質管理等		△	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	(1)において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

事前協議チェックシート〔工事〕

1　協議実施日等

協議実施日		平成　　年　　月　　日
出席者	発注者	
	受注者	

2　電子納品の取扱い
（1）電子納品実施区分

項目	チェック	実施区分
電子納品実施区分		義務とするもののみ電子納品を実施
		義務以外についても、協議により電子納品を実施
		従来どおり紙納品で実施

※　チェック欄は、いずれか該当する区分に「○」を記入すること。

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、下表のとおりとする。

〔土木関係〕

分類	チェック	工種
【共通】		擁壁工（高さ5.0m以上）
		函渠工（内空26㎡以上）、
		橋梁上部工
		橋梁下部工
		杭基礎
		グランドアンカー
		ロックボルト
【道路・街路】		トンネル
		落石防止柵
		雪崩防止柵
		電線共同溝
		消融雪設備
		道路情報盤
		ロック（スノー）シェッド
		ロック（スノー）シェルター
【河川】		堰（高さ3.0m以上）
		水門
		樋門（高さ3.2m以上）
		海岸構造物
【砂防】		砂防堰堤
		床固工
		地すべり施設
		急傾斜施設（高さ2.0m未満を除く）
【下水道】		管路
		処理場・ポンプ場
【その他】		〔　　〕
		〔　　〕

※　チェック欄は、該当する工種に「○」を記入すること。

（2）電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考（部分的に紙納品する場合などを記載）
			発注者	受注者	
DRAWINGS		発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC		特記仕様書	○		
MEET/ORG		工事打合せ簿		△	
		出来形管理		△	
		品質管理		△	
		建設材料の品質記録保存		○(※1)	
		ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保		○(※2)	
PLAN/ORG		施工計画書		△	
DRAWINGF		完成図		○(※3)	
PHOTO/PIC		工事写真書類		△	
PHOTO/DRA		参考図		△	
OTHARS/ORG		その他の資料		△	

※1 建設材料の品質記録保存は、土木工事共通特記仕様書 第3編1-1-4に示すもののみ対象とする
※2 コンクリート構造物の品質確保は、(１)において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
※3 完成図は、(１)において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする。
※4 チェック欄は、各書類を「電子データ」で作成するか、「紙」で作成するかを記入すること。

3 施行中における情報交換の手段

項目	チェック	確認内容
電子メールの利用		情報交換に電子メールを利用する
		情報交換に電子メールを利用しない
電子メールを利用する場合の確認事項		受信確認の徹底
		ファイル容量（1通当り２MB以下）
		ファイル命名規則〔　　〕
		ログの保存
		ウィルスチェック、セキュリティーパッチ適用の徹底

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

4 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

項目	チェック	確認内容
報告書・打合せ簿等の文書データ		Microsoft社　Word2000に対応したファイル形式
表計算データ		Microsoft社　Excel2000に対応したファイル形式
CADデータ		SXF（sfc）形式
写真等の画像データ		JPEG形式〔但し参考図はTIFF(G4)形式でも可とする〕
その他全般		PDF形式
上記形式以外で、使用するファイル形式		〔　　〕
		〔　　〕

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。
※ CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。 なお、SXF(sfc) に対応できない場合については、発注者の承諾を得た上でSXF(p21) で作成してもよい。

5　国の要領等の確認

区分		チェック	国の要領等
土木、治山林道、水産、企業局　関係	【土木】		工事完成図書等の電子納品要領（案）
			土木設計業務等の電子納品要領（案）
			CAD製図基準（案）
			デジタル写真管理情報基準（案）
			測量成果電子納品要領（案）
			地質・土質調査成果電子納品要領（案）
	【電気】		土木設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			CAD製図基準（案）電気通信設備編
	【機械】		土木設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			CAD製図基準（案）機械設備工事編
	【港湾】		CAD図面作成要領（案）（港湾局版）
建築関係			営繕工事電子納品要領（案）
			建築設計業務等電子納品要領（案）
			建築CAD図面作成要領（案）
			工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）
農業農村整備関係	【土木】		設計業務等の電子納品要領（案）
			工事完成図書の電子納品要領（案）
			電子化図面データの作成要領（案）
			電子化写真データの作成要領（案）
			測量成果電子納品要領（案）
			地質・土質調査成果電子納品要領（案）
	【電気】		設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編
	【機械】		設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編

※　チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

6　施行中のデータ保管方法

項目	チェック	確認内容
通常データを保管する機器		機器名〔　　〕
		容量　〔　　GB・MB〕
データのバックアップを行う機器		機器名〔　　〕
		容量　〔　　GB・MB〕
バックアップを行う時期		時期　〔　　日ごと〕

※　対応する項目の確認内容を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

7　その他

項目	チェック	確認内容

※　項目及び確認内容に必要な事項を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

（別紙 21）

電子媒体納品書〔工事〕

平成　年　月　日

様

請負者
住　所
氏　名

現場代理人氏名　　印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660（レベル 1）	部		平成　年　月	

〔備考〕

○ 電子納品チェックシステムによるチェック
・電子チェックシステムのバージョン：__．__．__
・チェック実施年月日：平成__年__月__日

○ CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
・1／○：__
・2／○：

施工条件明示一覧表	確認印	所長	工務課長	主査	担当者

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅰ．工程関係	１．関連する他工事 （有）・無	ア．影響箇所　（階段室南側付近を掘削　） イ．他工事の内容　（塩素混和地増設工事　） ウ．開始又は完了時期　（平成 20 年 10 月着手　）
	２．特定される施工時期等による制限 有・（無）	ア．工事内容　（　） イ．時期・時間　（　） ウ．施工方法　（　）
	３．工事着手前の事前調査 有・（無）	ア．調査内容　（　） イ．調査期間　（　） ウ．移設期間　（　）
	４．設計工程上の休日日数等作業不能日数（ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ、夏期、年末年始休暇を含む）	ア．日数　（１７日）
	５．その他　（　）	
Ⅱ．諸官庁との協議関係	１．関係機関等との協議 （有）・無	ア．工事内容　（岩手県下水道公社運転業務　） イ．協議内容　（施工計画説明　） ウ．協議成立見込時期（受注後協議　）
	２．関係機関等協議結果による条件 有・（無）	ア．影響項目　（　） イ．影響範囲等（　）
	３．その他　（　）	
Ⅲ．用地関係	１．工事用地等の未処理による制限 有・（無）	ア．未処理箇所　（　） イ．処理見込時期　（平成　年　月　日　）
	２．工事用地等の使用終了後の復旧条件 有・（無）	ア．内容　（　）
	３．工事用仮設道路等の借地指定 有・（無）	ア．場所・範囲（　） イ．時期・期間（　） ウ．使用条件　（　） エ．復旧方法等（　）
	４．仮設ヤードの指定（桁製作ヤード） 有・（無）	ア．場所・範囲　（　） イ．時期・期間　（　） ウ．使用条件　（　） エ．復旧方法等　（　）
	５．その他　（　）	
Ⅳ．公害関係	１．公害防止のための施工方法等の制限 （有）・無	ア．騒音　イ．振動　（ウ）．粉塵　（エ）．排出ガス オ．その他（　） カ．施工方法　（既設管廊内への粉塵飛散防止　） キ．建設機械・設備　（一般工事用建設機械８機種） ク．作業時間　（　）
	２．水替・流入防止施設の設置 （有）・無	ア．施設内容（水替ポンプ　） イ．設置期間（１６０日　）
	３．濁水・湧水等の処理条件 （有）・無	ア．処理施設　（　） イ．処理条件等　（濁水の流出を防ぐこと　）
	４．事業損失防止のための事前・事後調査 有・（無）	ア．騒音　イ．振動　ウ．地盤沈下　エ．地下水 オ．電波障害　カ．その他（　） キ．事前・事後調査区分　（　） ク．調査時期　（　） ケ．調査方法　（　） コ．調査範囲　（　）
	５．その他　（　）	
Ⅴ．安全対策関係	１．交通安全対策施設等の指定 有・（無）	ア．施設内容　（　） イ．設置期間　（　）
	２．鉄道、ガス、電気、電話等の近接制限 （有）・無	ア．鉄道　イ．ガス　ウ．電気　エ．電話 オ．水道　（カ）．その他（下水道処理施設　） キ．施工方法制限（　） ク．作業時間制限　（　） ケ．その他　（　）

	３．落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設 有・(無)	ア．施設内容　（　　） イ．その他　（　　）
明 示 項 目	明　示　事　項	契 約 条 件 等
Ⅴ．安全対策関係	４．発破作業等の保安設備・要員の配置 有・(無)	ア．設備・要員内容（　　） イ．制限内容　（　　） ウ．その他　（　　）
	５．換気設備等の設置 有・(無)	ア．有毒ガス　イ．酸素欠乏　ウ．その他（　　） エ．設備内容（処理が必要な場合は別途協議のこと）
	６．積載超過防止対策 (有)・無	(ア) 土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (イ) 積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。 (ウ) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
	７.その他（建設機械施工安全技術指針）	適用する建設機械施工安全技術指針は、平成 17 年 3 月 31 日改訂版とする。
Ⅵ．工事用道路関係	１．一般道路の搬入路使用 有・(無)	ア．搬入経路指定　（　　） イ．使用制限等　（　　） ウ．使用中の処置　（　　） エ．使用後の処置（　　） オ．その他　（　　）
	２．仮道路の設置条件等 有・(無)	ア．仮設道路設置（　　） イ．安全施設内容　（　　） ウ．安全施設設置期間（　　） エ．工事終了後の存置・撤去　（　　） オ．路面維持・補修内容（　　）
	３．その他　（　　）	
Ⅶ．仮設備関係	１．仮設備の引き渡し・引き継ぎ 有・(無)	ア．仮設備内容　（　　） イ．引渡・引継期間　（　　） ウ．条件等　（　　）
	２．仮設備の構造・施工方法の指定 (有)・無	ア．構造　（枠組み足場の設置にあたっては、「手摺り先行工法に関するガイドライン」によること。また幅木を設置すること。これによることが困難な場合は、監督職員と協議すること。手摺り先行工法を使用しない場合は、設計変更する。） イ．施工方法（　　）
	３．仮設備の設計条件の指定 有・(無)	ア．設計条件　（　　） イ．その他（　　）
	４．その他　（　　）	
Ⅷ．建設副産物関係	１．建設発生土の利用 有・(無)	ア．発生場所（　　） イ．その他　（　　）
	２．残土受入場所の指定 有・(無)	ア．場所・距離　（処理場内　L=0.3㎞　　） イ．処分条件　（　　） ウ．仮置き場所・距離（処理場内　L=0.3㎞　　） エ．保管条件　（　　）
	３．再生資材の利用 (有)・無	ア．資材名　（再生砕石、再生ｱｽﾌｧﾙﾄ合材　　） イ．規格　（RC-40、RC-40、密 As20F　　） ウ．使用箇所（基礎砕石、舗装復旧　　）
	４．建設副産物の現場内再利用・減量化 有・(無)	ア．再利用等の内容　（　　） イ．その他　（　　）
	５．建設副産物の処理条件 (有)・無	ア．処理資材名　（As 殻、Co 殻　　） イ．受入場所　（ｽﾊﾟｯﾄ北上　L=6.5㎞を想定　　） ウ．受入時間帯　（　　） エ．仮置き場所等　（　　） オ．処理条件　（搬出調書提出のこと　　）
	６．建設廃棄物の処理条件 有・(無)	ア．処理資材名　（　　） イ．受入場所　（　　） ウ．受入時間帯　（　　） エ．仮置き場所等　（　　） オ．処理条件　（　　）

	７．その他　（　　） ※(1)再生資源化等施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、この限りではない。 (2)本工事では岩手県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要な場合は設計変更の対象とする。

明示項目	明示事項	契約条件等
IX．工事支障物件等関係	１．占用支障物件 有・(無)	ア．電気　イ．下水道　ウ．電話　エ．水道 オ．ガス　カ．その他（　　） キ．管理者　（　　） ク．位置（　　） ケ．移設時期　（　　） コ．工事方法等　（　　）
	２．占用物件との重複施工 有・(無)	ア．電気　イ．下水道　ウ．電話　エ．水道 オ．ガス　カ．その他（　　） キ．工事内容・期間（　　）
Ｘ．薬液注入関係	１．薬液注入 有・(無)	ア．設計条件・工法区分・材料種類・施工範囲等 （　　）
ＸＩ．その他	１．現場発生品の引渡条件 有・(無)	
	２．現場周辺路面の融雪剤散布 有・(無)	※路面凍結の恐れがある場合、融雪剤を散布すること。なお、融雪剤は請負者の負担とする。
	３．下請調書・建設資材調書 (有)・無	下請調書、建設資材調書は、別途配布する電子データ(FD)で作製し、印刷・捺印したものと FD を提出すること。

上記明示項目、明示事項の○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので、参考のために条件を明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。